

能代市地域防災計画 資料編

令和 7 年 8 月修正

能代市防災会議

目 次

第 1	防災組織に関する資料	1
1-1	能代市防災会議条例	1
1-2	能代市防災会議委員名簿	2
1-3	能代市災害対策本部条例	3
1-4	消防団組織編成表	4
1-5	災害防御隊編成表	5
1-6	局部的水害防御隊編成表	8
第 2	情報の収集・伝達に関する資料	10
2-1	災害時通報指示（命令）伝達系統図	10
第 3	通信に関する資料	11
3-1	防災行政無線の概要	11
第 4	秋田県消防防災ヘリコプターに関する資料	12
4-1	飛行場外離着陸場一覧	12
第 5	災害救助に関する資料	13
5-1	被害の認定基準、被害状況報告様式	13
5-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	20
第 6	災害援護に関する資料	26
6-1	災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	26
6-2	被災者生活再建支援金支給に係る事務の流れ	27
6-3	能代市災害弔慰金の支給等に関する条例	28
6-4	能代市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	31
6-5	能代市災害救助基金条例	34
6-6	能代市災害救助基金条例施行規則	35
第 7	医療機関に関する資料	36
7-1	医療機関一覧表	36
第 8	交通輸送に関する資料	38
8-1	市保有車両一覧表	38
8-2	通行禁止又は制限に関する標示	42
8-3	緊急通行車両に関する様式	43
第 9	災害応援、派遣に関する資料	50
9-1	自衛隊の災害派遣要請の要求及び撤収要請の要求に関する様式	50
9-2	能代市協定締結状況一覧	52
9-3	災害時における相互援助に関する協定（県内 13 市）	55
9-4	災害時における相互援助に関する協定書（能代山本広域市町村圏組合構成市町）	58

9-5	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書 (秋田県及び県内25市町村)	60
9-6	非常災害時における相互応援に関する協定(豊島区)	64
9-7	災害時における相互応援に関する協定(銀河連邦構成市町)	66
9-8	能代河川国道事務所情報カメラの画像提供(能代地区)に関する覚書 (国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長)	67
9-9	災害時の情報交換に関する協定(国土交通省東北地方整備局長)	69
9-10	道の駅「ふたつ」における災害時の相互応援に関する協定 (国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長、株式会社道の駅ふたつ)	70
9-11	能代市警察情報の住民提供等に関する協定書 (能代警察署)	72
9-12	災害時における協力に関する協定書 (能代警察署)	73
9-13	長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定 (能代市内大型発動発電機リース業者、能代山本電気工事協同組合、 秋田県石油商業協同組合能代山本支部)	74
9-14	大規模災害時の支援体制に関する協定書 (秋田県石油商業協同組合能代山本支部)	76
9-15	災害医療救護活動に関する協定(一般社団法人 能代市山本郡医師会)	77
9-16	災害時における食料の供給に関する協定 (能代食堂組合、能代飲食業組合、秋田県鮎商生活衛生組合能代支部)	80
9-17	災害時における物資の供給に関する協定(能代市商店会連合)	82
9-18	災害復旧時の協力に関する協定書(東日本電信電話株式会社秋田支店)	84
9-19	災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	86
9-20	災害時における物資の供給協力等に関する協定書(株式会社伊徳)	89
9-21	災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (イオンリテール株式会社東北カンパニー秋田・山形事業部)	92
9-22	災害時における物資の供給に関する協定(二ツ井町商工会)	95
9-23	大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定 (能代山本水道管工事業協同組合)	97
9-24	災害時における一般廃棄物(し尿)の収集運搬等に関する協定 (株式会社 能代清掃センター)	100
9-25	災害時の協力に関する協定書(東北電力株式会社 能代営業所)	102
9-26	災害協力に関する協定書(株式会社 秋田銀行)	104
9-27	災害協力に関する協定書(株式会社 北都銀行)	106
9-28	災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店)	108
9-29	災害時における救援物資の供給に関する協定書 (みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)	110
9-30	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 (秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部)	112
9-31	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書 (一般社団法人秋田県LPガス協会)	114
9-32	災害時における支援協会に関する協定書 (秋田県行政書士会)	116

9-33	災害時における応援協力に関する協定書 (一般社団法人秋田県建造物解体業協会)	118
9-34	災害時における応援協力に関する協定書 (六産会)	120
9-35	災害時における応援対策業務に関する協定書 (能建会)	122
9-36	災害時における応援対策業務に関する協定書 (能代貢建会)	124
9-37	災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (能代山本生コンクリート共同組合)	126
9-38	能代市と能代市内郵便局との包括連携協定書 (能代市内郵便局)	128
9-39	災害に係る情報発信等に関する協定書 (LIENヤフー株式会社)	131
9-40	災害等による停電時における電力供給に関する協定書 (風の松原自然エネルギー株式会社、大森建設株式会社)	133
9-41	災害等における電動車両等に関する協定書 (秋田三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)	137
9-42	災害時における施設の提供に関する協定 (株式会社ダイナム)	140
9-43	能代市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (能代市社会福祉協議会)	142
9-44	地域防災パートナーシップ協定書 (株式会社秋田放送)	144
9-45	災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書 (株式会社今野興業・船沢温泉)	146
9-46	災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書 (きみまち阪 壺ノ座)	146
9-47	災害時における炊き出しの実施に関する協定書 (協同組合秋田県キッチンカー協会)	148
9-48	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (能代厚生医療センター)	150
9-49	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (学校法人のしろ文化学園(しらかみ看護学院))	152
9-50	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書 (社会福祉法人 能代ふくし会(ねむの木苑))	154
9-51	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (秋田県立能代支援学校)	156
9-52	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人 能代ふくし会(ねむの木苑))	158
第10 消防に関する資料		161
10-1	消防機械器具現有量一覧表	161
第11 危険物等に関する資料		163
11-1	高圧ガス	163

11-2	都市ガス	164
11-3	L P ガス	164
11-4	火薬類	164
第12	公用負担に関する資料	165
12-1	市長等の応急公用負担一覧表	165
第13	生活必需物資に関する資料	167
13-1	能代市の生活必需物資の備蓄一覧表	167
13-2	燃料調達先一覧表	168
第14	給水に関する資料	169
14-1	簡易水道、小規模水道一覧表	169
14-2	飲料水の採水施設一覧表	170
14-3	災害応急用協力井戸一覧表	171
第15	防疫・清掃に関する資料	172
15-1	ごみ処理施設一覧表	172
15-2	最終処分場一覧表	172
15-3	し尿処理施設一覧表	172
15-4	市清掃用運搬車保有状況一覧表	172
15-5	し尿許可業者運搬車保有状況一覧表	172
15-6	ごみ委託業者運搬車保有状況一覧表	173
15-7	ごみ許可業者運搬車保有状況一覧表	173
15-8	ごみ処理許可業者一覧表	174
第16	避難所予定施設等に関する資料	175
16-1	指定緊急避難場所一覧表	175
16-2	指定避難所一覧表	177
16-3	津波避難場所・津波避難ビル一覧表	179
第17	要配慮者施設等に関する資料	180
17-1	米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表	180
17-2	土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設一覧表	181
第18	土砂災害による被害のおそれのある地域	182
18-1	土砂災害警戒区域等一覧表	182
第19	災害危険箇所に関する資料	199
19-1	急傾斜地崩壊危険箇所	199
19-2	急傾斜地崩壊危険区域	205
19-3	地すべり災害危険箇所	206
19-4	砂防指定地	208
19-5	土石流危険溪流	211
19-6	山地	215
19-7	雪崩危険箇所	222

19－ 8	重要水防区域	225
19－ 9	米代川浸水想定区域図	234
19－10	農用地等湛水による洪水予防箇所一覧	237
第20	罹災証明書に関する資料	238
20－ 1	罹災証明書の書式	238

1 防災組織に関する資料

1-1 能代市防災会議条例

能代市防災会議条例

平成18年3月21日

条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、能代市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 能代市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、42人以内

とする。

- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(能代市防災会議条例の一部改正に伴う任期の特例)
- 2 第1条の規定による改正後の能代市防災会議条例第3条第5項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

1－2 能代市防災会議委員名簿

令和7年4月現在

【合計40名】

区 分	機 関 ・ 団 体 の 長	氏 名
会 長	能代市長	齊 藤 滋 宣
第1号委員	米代西部森林管理署長 東北農政局秋田県拠点総括農政推進官 東北地方整備局能代河川国道事務所長	小野寺 靖 久 伊 藤 洋 悦 小笠原 清
第2号委員	山本地域振興局長 山本地域振興局総務企画部長 山本地域振興局福祉環境部長 山本地域振興局農林部長 山本地域振興局建設部長 能代港湾事務所長	伊 勢 弘 鈴 木 修 永 井 伸 彦 虻 川 寛 明 大 森 郁 夫 菊 地 宏 樹
第3号委員	能代警察署長	石 塚 正 司
第4号委員	能代市副市長 能代市総務部長 能代市企画部長 能代市市民福祉部長 能代市環境産業部長 能代市農林水産部長 能代市都市整備部長 能代市二ツ井地域局長 能代市環境産業部次長 能代市教育部次長	小 野 正 博 畠 中 徹 今 野 朋 実 関 俊 英 大 谷 勉 柴 田 智 生 鈴 木 浩 文 菊 池 和 臣 進 藤 香 子 近 藤 紀 子
第5号委員	能代市教育長	高 橋 誠 也
第6号委員	能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長 能代市消防団長	泉 政 樹 渡 邊 正 人
第7号委員	日本郵便㈱能代郵便局長 東日本旅客鉄道㈱東能代駅長 東日本電信電話㈱秋田災害対策室長 東北電力ネットワーク㈱能代電力センター所長 秋北バス㈱能代営業所長 能代市山本郡医師会 秋田県薬剤師会能代山本支部長	吉 住 順 松 田 勲 伊 藤 司 神 田 友 成 児 玉 金 市 渡 部 英 敏 田 口 和 義
第8号委員	能代市自治会連合協議会 秋田県立大学木材高度加工研究所 能代市男女共同参画推進委員会 能代市赤十字奉仕団 能代市社会福祉協議会 能代市身体障害者福祉協会 秋田県立能代支援学校 能代市校長会 能代市PTA連合会	能 登 祐 子 渡 辺 千 明 鵜 木 恵 子 檜 森 幸 子 斉 藤 洋 子 吉 田 ユキ子 小 玉 慎 也 藤 谷 寛 成 田 圭一郎

1－3 能代市災害対策本部条例

能代市災害対策本部条例

平成18年3月21日

条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、能代市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1 - 4 消防団組織編成表

能代市消防団組織図									

1－5 災害防御隊編成表

＜能代地域＞

(R7.7.1現在)

災害発生地域	任 務	活 動 隊	人 員
能代地域	災 害 防 御 隊	第1、2分団	69
	避 難 誘 導 隊	第4分団	36
	警防資材輸送隊	第7分団（道地部隊）	22
	警戒区域警備隊	第3分団（向能代、落合部隊）、第5、7分団（機織部隊）	80
	予 備 隊	第3分団（能代北、朴瀬、竹生部隊）、第6分団、第7分団（檜山、母体、中沢、鶴形部隊）	190
東能代地域 (臈淵、扇田含む)	災 害 防 御 隊	第4分団（榊部隊）、第7分団	106
	避 難 誘 導 隊	第2分団	34
	警防資材輸送隊	第4分団（長崎部隊）	22
	警戒区域警備隊	第1、2分団	69
	予 備 隊	第3、5、6分団	198
浅内地域	災 害 防 御 隊	第4、5分団	84
	避 難 誘 導 隊	第2分団	34
	警防資材輸送隊	第7分団（機織部隊）	9
	警戒区域警備隊	第1、2分団	69
	予 備 隊	第3、6、7分団（道地、檜山、母体、中沢、鶴形部隊）	235
檜山地域	災 害 防 御 隊	第7分団	94
	避 難 誘 導 隊	第4分団	36
	警防資材輸送隊	第3分団（朴瀬部隊）	24
	警戒区域警備隊	第1、2分団	69
	予 備 隊	第2、3分団（向能代、落合、能代北、竹生部隊） 第5、6分団	208
鶴形地域	災 害 防 御 隊	第7分団	94
	避 難 誘 導 隊	第4分団	36
	警防資材輸送隊	第3分団（朴瀬部隊）	24
	警戒区域警備隊	第1、2分団	69
	予備隊	第2、3分団（向能代、落合、能代北、竹生部隊） 第5、6分団	208
常盤地域	災 害 防 御 隊	第3分団（向能代、落合、朴瀬部隊）、6分団	112
	避 難 誘 導 隊	第3分団（能代北、竹生部隊）	38
	警防資材輸送隊	第7分団（道地部隊）	22
	警戒区域警備隊	第1、2分団	69
	予 備 隊	第2、4、5、7分団（機織、檜山、母体、鶴形部隊）	178
向能代地域	災 害 防 御 隊	第3分団（向能代、落合、朴瀬、竹生部隊）	63
	避 難 誘 導 隊	第1、2分団	69
	警防資材輸送隊	第4分団（長崎部隊）	22
	警戒区域警備隊	第2分団	34
	予 備 隊	第3分団（能代北部隊）、第4分団（榊部隊） 第5、6、7分団	243

鳥形竹生地域	災害防衛隊	第3分団（向能代、落合、能代北、竹生部隊）	61
	避難誘導隊	第1、2分団	69
	警防資材輸送隊	第3分団（朴瀬部隊）	24
	警戒区域警備隊	第2分団	34
	予備隊	第4、5、6、7分団	243

※第1分団の多機能型車両は全区域に出動する。

〈二ツ井地域〉

(R7.7.1現在)

災害発生地域	任 務	活 動 分 団 名	人員
天神地域	災害防衛隊	第8分団（天神部隊）	17
	避難誘導隊	第8分団（きみまち、高岩部隊）	10
	警防資材輸送隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	警戒区域警備隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
	予備隊	第9分団（小掛、田代部隊）	20
荷上場地域	災害防衛隊	第8分団（きみまち、高岩部隊）	10
	避難誘導隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	警防資材輸送隊	第8分団（天神部隊）	17
	警戒区域警備隊	第8分団（種、梅内部隊）	14
	予備隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
二ツ井地域	災害防衛隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	避難誘導隊	第8分団（きみまち、高岩部隊）	10
	警防資材輸送隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
	警戒区域警備隊	第8分団（種、梅内部隊）	14
	予備隊	第9分団（富根、羽立部隊）	10
種梅地域	災害防衛隊	第8分団（種、梅内部隊）	14
	避難誘導隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	警防資材輸送隊	第8分団（きみまち、高岩部隊）	10
	警戒区域警備隊	第9分団（富根、羽立部隊）	10
	予備隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
仁鮎・切石 地域	災害防衛隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
	避難誘導隊	第9分団（小掛、田代部隊）	20
	警防資材輸送隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	警戒区域警備隊	第8分団（天神部隊）	17
	予備隊	第9分団（富根、羽立部隊）	10
小掛・田代 地域	災害防衛隊	第9分団（小掛、田代部隊）	20
	避難誘導隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
	警防資材輸送隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	警戒区域警備隊	第9分団（富根、羽立部隊）	10
	予備隊	第8分団（天神部隊）	17
富根地域	災害防衛隊	第9分団（富根、羽立部隊）	10
	避難誘導隊	第8分団（種、梅内部隊）	14
	警防資材輸送隊	第9分団（仁鮎、切石部隊）	30
	警戒区域警備隊	第8分団（高丘、本町薄井部隊）	20
	予備隊	第8分団（きみまち、高岩部隊）	10

1－6 局部的水害防御隊編成表

<能代地域>

(R7.7.1現在)

河川名	左右岸別	担 当 区 域	担当分団	人員	集合場所	指 揮 者	応援分団	人員
米代川	右岸	河口より鉄橋付近まで	第3分団	85	能代橋 (向能代側)	第3分団長	第3分団 (竹生部隊)	16
〃	〃	鉄橋より産物集落堤防まで	第3分団 (朴瀬部隊)	24	産物集落 川岸	第3分団長	第3分団 (能代北部隊)	22
〃	〃	産物集落堤防より天内堤防まで	第6分団	65	能代第12 分団車庫 兼休憩所	第6分団長	第3分団 (朴瀬部隊)	24
〃	左岸	河口より中島堤防まで	第1分団 (西部隊)	15	能代橋下	第1分団長	第2分団	34
〃	〃	能代橋下堤防より檜山川運河まで	第1分団 (東、中央部隊)	20	能代橋 (能代側)	第1分団長	第2分団	34
〃	〃	檜山川運河より 旧幸坂油店裏堤防まで	第2分団	34	檜山川 運河水門	第2分団長	第4分団 (長崎部隊)	22
〃	〃	旧幸坂油店裏堤防より 檜山川まで	第7分団 (機織部隊)	9	越前谷商店能代東 SS東側	第7分団長	第4分団 (榊部隊)	14
〃	〃	檜山川より道地、金拓 の中間の堤防まで	第7分団 (道地部隊)	22	道地集落 堤防	第7分団長	第5分団	48
〃	〃	道地、金拓の中間の堤防より 旧幸坂建設裏堤防まで	第7分団 (鶴形部隊)	20	鶴形踏切 堤防	第7分団長	第7分団 (檜山、母体、中 沢部隊)	43
常盤川	左右岸	常盤川流域	第6分団	65	能代第12 分団車庫 兼休憩所	第6分団長	第3分団 (朴瀬部隊)	24
檜山川	左右岸	檜山川上流より追分まで	第7分団 (檜山、母体、中 沢部隊)	43	檜山川 新橋	第7分団長	第5分団	48
〃	左右岸	追分より米代川まで	第7分団 (道地部隊)	22	扇淵地域 センター	第7分団長	第7分団 (機織部隊)	9
悪土川	左右岸	悪土川流域	第4分団 (長崎部隊)	22	旧 榊出張所	第4分団長	第4分団 (榊部隊)	14

※能代第1工作分団の多機能型車輛は全区域に出場する。